

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 ( I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

【学校教育課】

- ①日本語指導コーディネーター及び指導主事による日本語指導の実施判断
- ②「特別の教育課程」による日本語指導の実施に向けた連絡会及び研修会の実施
  - ・日本語指導合同連絡会 対象:日本語指導講師、日本語指導等協力者
  - ・国際教室担当者会 対象:国際教室設置校の国際教室担当教員
  - ・日本語指導研究会 対象:国際教室担当教員、日本語指導講師、日本語指導等協力者  
(※R2は全て新型コロナウイルス感染防止のため中止)
- ③日本語指導を実施する日本語指導講師の配置
- ④児童生徒に対して母語で学校生活への適応を支援する日本語指導等協力者の派遣
- ⑤保護者に対して母語で通訳を行う日本語指導等協力者の派遣

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築 (必須実施項目)

- ・日本語指導が必要な外国につながるのある児童生徒が一定数以上在籍する学校に、「国際教室」を設置し、国際教室担当教員を配置した。(R2年度 小学校11校、中学校3校)
- ・国際教室設置校の中で、特に集住地域の重点校では、国際教育担当者教員の増員や日本語指導講師を常駐で学校に配置するなど、指導体制の強化を図った。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

- ・5月に国際教室担当者会で「特別の教育課程」を編成、実施するための内容等について確認を行う予定だったが新型コロナウイルス感染防止のため中止。
- ・5月に副校長などの管理職に、特別の教育課程の編成と実施について説明し、学校と日本語指導講師、日本語指導等協力者との連携や支援方法を依頼する予定だったが新型コロナウイルス感染防止のため中止。

(5)学力保障・進路指導

- ・中学校組織の進路指導部会に出席して、在留資格の確認や個に応じた支援について説明を行った。
- ・NPO法人に協力する形で、外国につながるのある生徒と保護者向けに高校進学ガイダンスを行い、教育委員会で実施する支援について説明を行う予定だったが新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導講師の派遣・指導期間:1～1年6ヶ月が目安。原則、週1回。
- ・日本語指導等協力者の派遣・指導期間:1年が目安。はじめの半年は週1回。その後、半年は隔週1回。
- ・保護者面談・家庭訪問・懇談会等における通訳

(10)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- ・各学校に配布されているタブレットPC等で多言語翻訳アプリを活用し、児童生徒や保護者との対話をサポート
- ・小型翻訳機を12台整備し、学校の要請に応じて一定期間の貸出を実施
- ・本市の就学の手引き「外国人児童・生徒の手引き」の冊子を、インターネットの多言語翻訳ツールを活用してデジタル版「外国人児童・生徒の手引き」としてPCやタブレット等で閲覧できるように改訂を進めた。

(12)成果の普及 (必須実施項目)

- ・本市の教職員が活用するイントラネット等に研究会等の案内や資料の情報提供を行った。
- ・日本語指導研究会などで指導方法や成果について、支援者同士の共有を図る(※新型コロナウイルス感染防止のため中止)

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2)拠点校の配置等による指導体制のモデル化 (必須実施項目)

- 国際教室設置校の中で、特に集住地域の重点校では、国際教育担当教員の増員や日本語指導講師の常駐配置など指導体制の強化を図り、拠点校設置に向けての基盤を整備した。
- 日本語指導講師の常駐指導と巡回指導で勤務内容等が異なる部分があるので、整備する必要がある。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

- 学校と日本語指導講師、日本語指導等協力者で情報共有し、支援が必要な児童生徒に対して系統的な指導や支援を行うことができた。
- 個別指導の計画および指導記録を作成する上で、適確な日本語能力の評価が難しい。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 日本に来て間もない児童生徒が講師による日本語の指導や協力者の母語による支援を受けることで、日本語能力が徐々に高まり、学校生活に適應したり、安心して学校生活を送れたりするようになった。
- 外国人児童生徒においても発達障害が疑われる場合があるが、言葉や行動様式の相違、保護者の価値観の違いなどの課題があり、日本人の児童生徒の場合より見極めにくく、対応にも困難な状況がある。

(10)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- 各学校に配布されているタブレットPC等で多言語翻訳アプリを活用し、児童生徒の日本語指導や教科学習の支援を図ることができた。
- 小型翻訳機を12台整備し、学校の要請に応じて貸し出したことで、日本語指導等協力者では対応できない母語への支援に対応することができた。

(12)成果の普及 (必須実施項目)

- 本市の教職員が活用するイントラネット等に研究会等の案内や資料の情報提供を行った。
- 研修会等において、日本語指導等に関する取組の成果や課題について参加者で協議し、共有を図り、より良い実践につなげる予定だったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	100%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	48%	45%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- タブレットを活用した日本語指導や教科学習指導の工夫について検討を進める。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。